

14 島根県立大学科目等履修生規程

平成 19 年 4 月 1 日
島根県立大学規程第 43 号

(目的)

第 1 条 この規程は、島根県立大学学則（以下「学則」という。）第 42 条に規定する科目等履修生に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入学の時期)

第 2 条 科目等履修生の入学の時期は、学期の初めとする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学則第 16 条に規定する者とする。

(履修科目)

第 4 条 履修を許可する科目は、入学後において次条に定める在学期間内に開講する科目とする。ただし、授業科目によっては、履修を許可しない場合がある。

2 科目等履修生として在学を許可された期間内に、授業科目を追加して履修したい場合は、所定の期日までに履修願を学長に提出し、その許可を受けて、これを履修することができる。

(在学期間)

第 5 条 科目等履修生の在学できる期間は、入学後の 2 年間とする。

(入学志願)

第 6 条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に入学検定料を添えて、所定の期間内に学長に提出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書
- (2) 本学所定の履歴書
- (3) 最終出身学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書
- (4) 在職中の者にあつては、所属長の承諾書

(選考)

第 7 条 科目等履修生の選考は、前条の規定により提出された書類に基づいて、教授会が行う。

(入学手続及び入学許可)

第 8 条 前条の選考に合格した者は、所定の期間内に本学の指定する書類を学長に提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを行った者について入学を許可するものとする。

(単位の授与)

第 9 条 科目等履修生は、履修した授業科目について、試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者については、所定の単位を与える。

3 前項の規定により授与された単位については、本人の請求により単位修得証明書を交付することができる。

(その他)

第 10 条 この規程及びこの規程に基づき別に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。